タックス・ヘイプンとの租税情報交換条約(TIEA)

増井良啓

東京大学大学院法学政治学研究科

2009年3月

タックス・ヘイブンとの租税情報交換条約(TIEA)

増井良啓

| 【目次】 |
|---|
| はじめに |
| 1 問題の所在 |
| 2 本稿の目的 |
| 3 本稿の構成 |
| 増加するTIEA |
| 1 0 E C D の 2 0 0 6 年報告書 |
| 2 OECDの2008年報告書 |
| 3 TIEAの増加傾向 |
| O E C D モデルT I E A の影響力 |
| 1 「有害な税の競争」に対する対抗運動における情報交換への力点の移動 |
| 2 1998年から2006年までのOECD報告書の追跡 |
| (1)1998年報告書による運動の開始 |
| (2)2000年報告書におけるあぶり出し |
| (3)2001年報告書における基準の修正 |
| (4)2002年OECDモデルTIEA |
| (5)情報交換と透明性を基調とする2004年報告書 |
| (6)タックス・ヘイブンのリストの作成に関する数字のまとめ |
| (7)OECDのその後の活動 |
| 3 推進力としての米国 |
| (1)情報交換を重視する米国の租税政策 |
| (2)OECDモデルTIEAと米リTIEAを比較する |
| (3)比較その1 全体の構成 |
| (4)比較その2 要請に基づく情報交換 |
| (5)比較その3 セーフガードと秘密保持 |
| (6)共通性の確認 |
| 日本国にとっての検討課題 |
| 1 TIEAは効果的か |
| (1)複数の評価軸 |
| (2)ここでの問題設定 |
| (3) Tillinghast(2004)の見解 |
| (4)Isle of Man 条項の遺産 |
| (5)まとめ:抑止力としてのTIEA |
| 2 日本国の今後の条約締結ポリシーのあり方 |
| (1)オプションと検討課題 |
| (2)むすびにかえて |

はじめに

1 問題の所在

日本国はこれまで、いわゆるタックス・ヘイブン(tax haven)¹との租税条 約締結に消極的であった。租税情報の交換に特化した租税条約のことをTIE A(Tax Information Exchange Agreement,租税情報交換条約)というが、日 本国がTIEAを締結した例もいまだ存在しない²。その理由としては、日本国 側がTIEAの締結をもちかけても相手国の側がそれに応じず、かえって各種 の特典を織り込んだフル・セットの標準型条約の締結を希望されてしまうとい った事情がある。

一方で、タックス・ヘイブンの側にしてみれば、情報交換に応ずることの見 返りとして各種の条約上の特典を得たいと思うのも、自然なことである。他方 で、日本国の側としては、タックス・ヘイブンには条約上の特典を与えないと いう従来からの条約締結ポリシーは、なかなか譲りがたいところであろう。こ うなると、話が具体化しないまま物別れになるであろうことは、容易に想像で きる。

ところが近年、世界的にみて注目すべき動きがある。とりわけ2002年以降、タックス・ヘイブンがOECD加盟国との間でTIEA締結に応ずる流れが強まり、TIEAの数が増加しつつあるのである。

それでは、今になってTIEAが増加しているのはなぜか。タックス・ヘイ ブンとのTIEA締結は、はたして、日本国の条約締結ポリシーとして望まし いオプションか。本稿では、これらの点について簡単に検討してみたい。

2 本稿の目的

租税条約における情報交換については、日本でもすでにいくつかの先行研究 がある³。もっとも、各国の行政実例の実態にまでふみこんで解釈適用上の問題

² ただし、吉村典久「タックス・ヘイブンの課税問題」租税法研究36号87頁、 94頁(2008年)は、「日本のタックス・ヘイブン対抗策は、現時点ではC FC税制による対抗策を中心としているが、徐々に情報交換体制の整備による タックス・ヘイブン包囲網に参加しつつあるという状況が認められる」として、 税制調査会の答申を引用している。実際、日本の国内法においては、2003 年度および2005年度の税制改正により、外国政府からの照会に応じて情報 を入手するために、日本の国税職員が質問検査権を行使したり(租税条約実施 特例法9条) 犯則調査を行ったりする(同10条の2)ための規定が設けられ てきている。

³本庄資編著『租税条約の理論と実務』80頁(猪野茂執筆、清文社・2008 年) 矢内一好『Q&A国際税務の基本問題』116頁(財経詳報社・2008 年) 荒木知「透明性と情報交換に関するOECDグローバル・フォーラムの活 動」国際税務26巻1号8頁(2006年) 小平武史「税務当局間の国際的情 報交換について」国際税制研究17号69頁(2006年) 田内彦一郎「海外

¹ タックス・ヘイブンの定義については で述べる。ここではさしあたり、字義 どおり租税の避難地(tax haven)と認識されている法域のことを広く意味する ものとしておく。

をつぶさに検討することは、今後に残された重要な課題となっている4。

このような課題に取り組むための準備作業のひとつとして、本稿ではまず、 タックス・ヘイブンとのTIEAに焦点をしぼり、1998年以降の展開を実 証的に跡づける。中心的な目的は事実関係の正確な認識(fact finding)にあり、 多くの部分を2002年OECDモデルTIEAの生成と紹介にあてる。付随 して、次の規範的な主張を定立する。それは、「タックス・ヘイブンとのTIE A締結を日本国の租税条約締結ポリシーのひとつのオプションに加えるべきで ある」というものである。同時に、TIEAのみに過大な期待を抱くことは禁 物であり、租税情報収集のための種々の制度の一部としてTIEAの果たすべ き役割を位置づけるべきであると論ずる。

こうして、TIEAの可能性に着目しつつも、その役割についてやや慎重な スタンスを採用する点が、内容的にみた本稿の特色である。TIEAをめぐる 解釈適用上の問題について突っ込んだ法的検討を行うことは、本稿のステップ (実態の認識およびポリシー・オプションの提示)をふまえたあとの、その次 の課題として残される。

3 本稿の構成

以下、 で、OECDの公表したアンケート結果に基づき、TIEAの増加 傾向を明らかにする。 で、OECD加盟国の「有害な税の競争」に対する対 抗運動の展開過程で、2002年にOECDモデルTIEAが登場し、それと 類似のTIEAが米国を中心に実際に締結されてきたことを示す。 では、税 務情報の収集のためにTIEAが効果的な手段であるか否かについて、各国の 論者の叙述を整理したうえで、日本国にとっての今後の条約締結ポリシーのあ り方として、タックス・ヘイブンとのTIEA締結をひとつのオプションに加 えるべきであると主張する。

なお、執筆にあたって参照した資料の基準時は、2009年2月1日である。

資産の把握及び法制の異なる資産等の取扱い」税大論叢52号156頁(20 06年) 青山慶二「国際的税務協力の現状と課題」水野忠恒編著『2訂版国際 課税の理論と課題』255頁(税務経理協会・2005年) 大野太郎「租税条 約における情報交換規定の考察」経済政策ジャーナル3巻1号38頁(200 5年) 岡崎正江「マネー・ローンダリング規制と税務行政」税大論叢47号2 39頁(2005年) 中村豊治「租税条約に基づく情報交換 国際社会におけ る運用実態と納税者の権利」国際税務24巻3号38頁(2004年) 木村弘 之亮「国際的租税情報交換」法学研究73巻1号29頁(2000年) 永井博 「国際化における資料情報制度及び情報交換制度の課題」税大論叢34号38 9頁(1999年) 中田弘樹「租税条約の情報交換規定に基づく情報収集と質 問検査権」税大論叢33号125頁(1999年)。

⁴ とりわけ、石黒一憲「国境でメルトダウンする人権保障? 執行共助の刑事と 税務」『西村利郎先生追悼論文集グローバリゼーションの中の日本法』501頁 (商事法務・2008年)が指摘する基本的な法的問題点(租税法律主義との 関係や双方可罰性要件、納税者秘密の保護など)について、検討を進める必要 がある。 増加するTIEA

1 OECDの2006年報告書

透明性と情報交換に関するOECD課税グローバル・フォーラムは、200 6年に『租税協力 レベル・プレイイング・フィールドに向かって』と題する 報告書を公表した(以下「2006年報告書」という)⁵。2006年報告書は、 透明性と情報交換に関する原則として、図表1の諸原則をあげた。

図表1 透明性と情報交換に関する原則

- * 要請に基づく情報交換のメカニズムが存在すること
- * 刑事および民事の両方について国内租税法目的での情報交換ができること
- * 双方可罰性 (dual criminality) や自国の租税業務上の利益 (domestic tax interest) によって情報交換が制限されることがないこと
- * セーフガードと制限の尊重
- * 交換される情報の厳格な秘密保持ルール
- * 信頼できる情報の入手可能性(とくに銀行情報・所有情報・本人確認情報・ 会計情報) および、個別の要請に応じてそのような情報を入手し提供する 権限

これらの原則を宣明したうえで、2006年報告書は、82か国を対象として、各国における透明性と情報交換の現状がどうなっているか、事実に関するアンケート調査を行っている。

このアンケート調査によると、65カ国が標準型の二重課税租税条約(double taxation convention, DTCs)を締結しており、29カ国が情報交換に特化した TIEAを締結していた。総計でみると、二国間のDTCが1728本あり、 二国間のTIEAが46本あった。DTCには情報交換条項が含まれているの が通常であるから、ある国がDTCかTIEAかのいずれかを締結していれば、 租税情報を交換するための条約上の法的根拠が与えられることになる。これに 対し、TIEAもDTCも締結していない国としては、図表2の10カ国があ った。

図表2 2006年報告書でTIEAもDTCもないとされた国・法域 Andorra, Anguilla, Gibraltar, Liechtenstein, Nauru, Niue, Panama, Samoa, Turks and Caicos Islands, and Vanuatu

DTCやTIEAによって情報を得られない場合であっても、一定の租税刑 事事件については、刑事共助条約に基づいて情報を交換できるという国が46 カ国あった。ただし、図表2の10カ国のうち、6カ国は刑事共助条約を有し ていなかった。

⁵ OECD, Tax Co-operation: Towards a level playing field, 2006 Assessment by the Global Forum on Taxation (2006).

2 OECDの2008年報告書

2006年報告書を公表したのちも、OECD課税グローバル・フォーラム は監視作業を続行し、2007年と2008年にそれぞれ新たな報告書を公表 した。ここでは、現時点で入手可能な最新公表版である2008年版をみてお こう(以下「2008年報告書」という)⁶。2008年報告書のデータの基準 時は2008年1月1日現在のものであり、対象国はチリが加わって計83カ 国となっている。

2008年のアンケート調査によると、総計でみて、二国間のDTCが18 78本あり、二国間のTIEAが58本あった。TIEAとDTCのいずれも 締結していない国としては、図表2にあげた国に加えて、Cook Islands がリス トアップされており、計11カ国とされている。

3 TIEAの増加傾向

2006年報告書と2008年報告書を比較すると、この間の2年間だけで も、TIEAが46本から58本に増加している。しかも、2008年報告書 の基準時以降も、TIEAの増加傾向は続いている。2008年中には、ガー ンジーおよびジャージーがOECD加盟国と締結したものを中心として、計2 2本の二国間TIEAが署名された⁷。この22本の中には、オランダ領アンテ ィルとスペインの間のTIEAや、リヒテンシュタインと米国の間のTIEA が含まれる。

TIEAを最も多く締結しているのは米国である。米国は、2006年報告 書では30本のTIEAを有していたところ、2008年報告書では36本に 増加している。

米国以外のいくつかの国も、TIEAに基づいた個別的情報交換が可能であ ると回答している。図表3は、2008年報告書にもとづき、TIEAの数を 国別に転記したものである。この数字は、二国間条約と多国間条約の両方を含 んでいる。多国間条約としては、OECD税務共助条約(Joint Council of Europe/OECD Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters)や、北欧税務共助条約(Nordic Convention on Mutual Assistance) があり、二国間条約の束として数えているため、自国以外の加盟国の数だけカ ウントされている。北欧諸国の数が多いのはそのためである。

| | リート TIX. |
|---------------------|----------|
| Antigua and Barbuda | 1 |
| Aruba | 1 |
| Argentina | 4 |

図表3 TIEAに基づく個別的情報交換

7 この情報は、OECDのウェブサイト

⁶ OECD, Tax Co-operation: Towards a level playing field, 2008 Assessment by the Global Forum on Taxation (2008).

<u>http://www.oecd.org/document/7/0,3343,en_2649_33767_38312839_1_1_1_1</u>, <u>00.html</u>による(2009年2月25日最終確認)。

| Australia | 1 |
|------------------------------|----|
| The Bahamas | 1 |
| Barbados | 1 |
| Belgium | 17 |
| Bermuda | 2 |
| British Virgin Islands | 1 |
| Cayman Islands | 1 |
| Costa Rica | 1 |
| Denmark | 16 |
| Dominica | 1 |
| Finland | 16 |
| France | 11 |
| Germany | 3 |
| Grenada | 1 |
| Guernsey | 1 |
| Iceland | 16 |
| Isle of Man | 2 |
| Jersey | 1 |
| Marshall Islands | 1 |
| Mexico | 2 |
| Netherlands | 11 |
| Norway | 16 |
| Poland | 10 |
| Russian Federation | 17 |
| Saint Lucia | 1 |
| Sweden | 16 |
| United States | 36 |
| United States Virgin Islands | 36 |

OECDモデルTIEAの影響力

1 「有害な税の競争」に対する対抗運動における情報交換への力点の移動 TIEAの増加にはどのような背景があるのだろうか。一言でいうと、「有害 な税の競争」への対抗運動が展開する中で、TIEAの締結例が増加してきた という事情がある。

すなわち、可動性の高い所得が自国から低課税国に流出する流れに対抗する ため、1990年代後半に、OECD加盟国は、タックス・ヘイブンを抑え込 むための多国間取り組みを開始した。この運動が、タックス・ヘイブン側から の反動に直面する中で、課税ベースと税率の水準そのものよりは、情報交換の 欠如や透明性の不足を標的にするように変化していった⁸。こうしてOECDと タックス・ヘイブンとの対話の焦点が徐々に情報交換と透明性へと力点を移動 させてくる過程で、2002年にOECDモデルTIEAが公表され、タック

⁸ Michael J. Graetz, Foundations of International Income Taxation, 494-502 (Foundation Press, 2003).

ス・ヘイブンとの間のTIEAの締結例が増加してきたのである。 以下、OECDの公的文書を時系列で追いながら、この点を敷衍する⁹。

2 1998年から2006年までのOECD報告書の追跡

(1)1998年報告書による運動の開始

OECDの1998年「有害な税の競争」報告書は、どの法域がタックス・ ヘイブンにあたるかを名指ししてリストを作成する作業の出発点となった。こ の1998年報告書自体が、タックス・ヘイブンを識別するための定義として、

実効税率がゼロか名目的であること、 効果的な情報交換の欠如、 透明性 の欠如、 実質的活動がないこと、という4つのメルクマールをたてていた¹⁰。 税率水準の決定自体はそれぞれの主権国家が決定すべきことがらであると前提 されており、望ましからざるタックス・ヘイブンと認定するのは 情報交換や 透明性の点で問題がある場合に限っていた。

いったんタックス・ヘイブンであると認定されると、OECD加盟国の側と しては、いくつかの防御的措置を講ずることが予定されていた。そのために、 1998年報告書では、国内法上・租税条約上の措置の強化や、多国間の執行 共助の推進が勧告されていた。のみならず、将来の検討課題として、タックス・ ヘイブンに置かれた事業体に対する支払いにつき、控除を制限する措置や源泉 税を課す措置までもが、指摘されていたのである。これらの防御措置は、OE CD加盟国がタックス・ヘイブンに対して交渉を行うさい、「あなたが協力しな いならばわれわれとしてはこうしますよ」というための脅しのカードになる。

(2)2000年報告書におけるあぶり出し

上記のメルクマールを基礎としたリストアップ作業の中間結果をまとめたのが、2000年報告書である¹¹。

1998年報告書の発表後、OECDは、潜在的にタックス・ヘイブンにあ たりそうな47の法域を対象として情報提供を求めた。その結果、2000年 報告書の公表段階で、6つの法域がタックス・ヘイブンの基準にあてはまらな いと判定されたほか、さらに6つの法域(Bermuda, Cayman Islands, Cyprus, Malta, Mauritius and San Marino)が有害な措置の廃止に協力する旨を約束し たためリストから外された。残る35の法域については、タックス・ヘイブン のリストにのせるか否かが継続協議事項とされた。こうして、2001年7月 末までに「非協力的タックス・ヘイブン(Uncooperative Tax Havens)」のリ ストを作成することとされた。1998年報告書で予告されていた防御措置は、 2001年7月末まで発動しないこととされた。

 ⁹より広い政治経済的背景についての先行研究のレビューとして、増井良啓「Havens in a storm を読む 『有害な税の競争』をめぐる言説の競争」(2009年公表予定)。

¹⁰ OECD, Harmful Tax Competition, An Emerging Global Issue, Box I (1998).

¹¹ OECD, Towards Global Tax Co-operation: Progress in Identifying and Eliminating Harmful Tax Practices (2000).

2000年報告書は、協力的法域との協議における検討課題のひとつとして、 情報交換のためのモデルの作成を明記している。

(3)2001年報告書における基準の修正

その後の経過をまとめたのが、2001年報告書である¹²。2000年報告書 以後、新たに5つの法域が有害な租税措置を廃止することを約束した(Aruba, Bahrain, the Isle of Man, the Netherlands Antilles, and the Seychelles)。そ のため、協力を約束した法域は全部で11になった。また、Tonga が税制改正 を行った結果、タックス・ヘイブンにあたらないこととされた。

本稿の主題である情報交換との関係で重要な点として、OECDとタック ス・ヘイブンとの度重なる協議の結果、タックス・ヘイブンにあたるか否かの 審査の力点は、情報交換および透明性の側面にはっきりと移行した。2001 年報告書は、この変化を明らかに示す公的文書である。

先に述べたように、1998年報告書は、タックス・ヘイブンのメルクマー ルとして、 実効税率がゼロか名目的であること、 効果的な情報交換の欠如、

透明性の欠如、 実質的活動がないこと、の4点をあげていた。このうち、 自体は、1998年報告書の段階でもそれだけでは有害なことではないとさ れていた。ところが、2001年報告書の段階では、 についても、非協力的 なタックス・ヘイブンにあたるかどうかの判定において不問に付すこととされ たのである。こうして、審査の力点は、 と のみに置かれることになった。

効果的な情報交換について、対象とされた法域としては、次のことにコミットすることによって協力的であるとみなされる。必要なコミットメントとしては、要請に基づく情報交換の法的メカニズム、目的外使用の禁止や納税者秘密の保護などの適切なセーフガード、刑事について双方可罰性要件の撤廃、民事について自国の租税業務上の利益による制限の撤廃、信頼できる情報の入手可能性である。これらの条件はその後の議論の基礎となった(先に図表1にまとめた諸基準である)。

(4)2002年OECDモデルTIEA

このような流れの中で策定されたのが、2002年のOECDモデルTIE Aである(OECD Agreement on Exchange of Information on Tax Matters)。 このモデル条約は、2001年報告書がタックス・ヘイブンに対して要求して いた諸条件を、条文の形に具体化した。多国間条約版と二国間条約版のふたと おりが並記されている。条文数は16あり(図表4)、各条に注釈が付されてい る。これらの中核を成す5条・7条・8条については、のちに3で紹介する。

図表4 OECDモデルTIEAの構成

Preamble Article 1. Object and Scope of the Agreement Article 2. Jurisdiction

¹² OECD, The OECD's Project on Harmful Tax Practices: The 2001 Progress Report (2001).

Article 3. Taxes Covered

Article 4. Definitions

Article 5. Exchange of Information Upon Request

Article 6. Tax Examinations Abroad

Article 7. Possibility of Declining a Request

Article 8. Confidentiality

Article 9. Costs

Article 10. Implementation Legislation

Article 11. Language

Article 12. Other international agreements or arrangements

Article 13. Mutual Agreement Procedure

Article 14. Depositary's Functions

Article 15. Entry into Force

Article 16. Termination

(5)情報交換と透明性を基調とする2004年報告書

2001年報告書以後の展開を記す文書が、2004年報告書である¹³。20 04年報告書は、OECD加盟国以外の法域の状況について、次の4点を述べている。

第1は、情報交換の浸透である。2001年以降、効果的な情報交換と透明 性の原則にコミットするOECD加盟国以外の法域は増加し、11から33に なった。

第2は、2002年0ECDモデルTIEAの策定である。これは拘束力ある る法的文書ではないが、協議に参加したすべての国のコミットメントに照らし て作成されたモデルである。

第3は、JATGA (Joint Ad Hoc Group on Accounts,会計帳簿に関する合同臨時グループ)の活動である。情報交換が効果的であるためには、信頼できる情報が適時に提出されなければならない。そのためには会計記録と記録へのアクセスについて一定の基準が必要となる。そこで、JATGAを結成し、効果的な情報交換を容易にするための共通の透明性原則を開発することとした。

第4は、非協力的タックス・ヘイブンのリストである。2003年にリスト が改訂され、新たにコミットメントを表明した Vanuatu と the Republic of Nauru がリストから除外された。残る非協力的タックス・ヘイブンとしては、 5法域のみが明示された (Andorra, the Principality of Liechtenstein, Liberia, the Principality of Monaco, and the Republic of Marshall Islands)。

(6) タックス・ヘイブンのリストの作成に関する数字のまとめ

1998年報告書の段階では、47の法域が審査の対象であった。2000 年報告書の段階では、12がリストから外れ、35となった。2001年報告 書はあらたに6つをリストから外しており、単純に差引計算すれば29が残っ ていたことになる。

¹³ OECD, The OECD's Project on Harmful Tax Practices: The 2004 Progress Report (2004).

ところが、2001年報告書の段階で基準自体が修正され、情報交換と透明 性に力点をおいて洗い出しを行うこととなった。そして、2004年報告書で は、修正後の基準に基づいて2つがリストから外され、結局、5つの法域が名 指しされる形で残った。

このように、2001年報告書と2004年報告書の間では、数の連続性に かなりのギャップがある。基準が修正される過程で、Barbadosをはじめ、いく つかの法域がいわば黙示的にリストから落ちている事実に注意する必要が ある。

(7) O E C D のその後の活動

さきに 1 で引用したOECDの2006年報告書は、このような流れの中 で公表されたものである。OECD課税グローバル・フォーラムが情報交換と 透明性に力点をおいて各国の状況を洗い出す継続的な作業に乗り出したのは、 それに先立つ「有害な税の競争」プロジェクトの延長線上の作業に他ならない。

3 推進力としての米国

(1)情報交換を重視する米国の租税政策

米国は、タックス・ヘイブンとの間で、最も多くのTIEAを締結している。 3でみたように、その数字は他のOECD加盟国と比べ、群を抜いている。 この事実は、タックス・ヘイブンとの外交交渉が高次の政治的資源の動員を必 要とすることを物語る。2001年報告書以降、OECDが情報交換と透明性 に重点をおいてきたのも、米国の租税政策との関係抜きには理解することがで きない。

OECDの1998年報告書の当時、クリントン政権は「有害な税の競争」 への対抗運動を支持していた。これに対し、G・W・ブッシュ政権の下でやや 風向きが変わり、他国が主権の行使として低税率で課税することについて米国 がとやかく口出しすべきではないという考え方が強くなる。

しかしながら、「有害な税の競争」プロジェクトに対する支持が弱まる中にお いても、脱税対策のために外国政府に情報交換を求めていく姿勢は変わらなか った。たとえば、2001年5月10日のポール・オニール財務長官のプレス・ リリースは、OECDの「有害な税の競争」プロジェクトに対する米国の政策 転換を示したものとして引用されることが多い¹⁴。けれども、このプレス・リリ ースの後半部分は、法執行の重要性を強調し、ケイマン諸島の銀行口座に所得 を隠した事例が情報提供によって明るみに出た事例を引きながら、外国との租 税情報交換の必要性を述べていたのである¹⁵。9・11以降のテロリスト資金へ

¹⁵ Paul O'Neil, May 10, 2001, PO-366, available at <u>http://www.treas.gov/press/releases/po366.htm</u>.

 ¹⁴ クリスチアン・シュヴァニュー=ロナン・バラン(杉村昌昭訳)『タックスへ イブン グローバル経済を動かす闇のシステム』132頁(作品社、2007 年) Willian Vlcek, Offshore Finance and Small States: Sovereignty, Size and Money 83 (Palgrave Mcmillan, 2008).

の警戒は、情報交換重視の傾向に拍車をかけた。

米国がTIEA増加の推進力になっている例は、ごく最近も存在する。リヒ テンシュタインは、2004年報告書で非協力的タックス・ヘイブンとして名 指しされた5法域のひとつである。リヒテンシュタインの関係する国際的脱税 事案が問題とされる中、2008年12月8日、米国はリヒテンシュタインと の間でTIEAの締結にこぎつけた。

(2) OECDモデルTIEAと米リTIEAを比較する

米国がタックス・ヘイブンとの間で締結するTIEAと、2002年OEC DモデルTIEAとは、うりふたつである。以下、米国とリヒテンシュタイン の間のTIEA(以下「米リTIEA」と略す。)と、2002年OECDモデ ルTIEAの主要条文を、3つの視角から比較してみよう。この比較によって、 強度の類似性が浮かび上がる。

(3)比較その1 全体の構成

第1に、全体の構成が酷似している。

図表5は、米リTIEAの条文構成を示したものである。一見するだけで、 図表4に示した2002年OECDモデルTIEAの条文構成とほとんど同じ であることがわかるだろう。細かな違いとしては、その1として、相互協議条 頃と条約実施立法条項の位置が入れ替わっている。その2として、多国間条約 にのみ必要な条項(OECDモデルTIEA11条(言語条項)および同12 条(他の国際協定との関係条項))が、二国間条約である米リTIEAには存在 しない。その3として、米リTIEAにのみ、相互共助(11条)・将来の協力 対話(12条)・付属文書(14条)がある。いずれも比較的マイナーな点にす ぎず、条約全体としての類似性は明らかである。

図表5 2008年米リTIEAの構成

Preamble Article 1. Scope of the Agreement Article 2. Jurisdiction Article 3. Taxes Covered Article 4. Definitions

Article 5. Exchange of Information Upon Request

Article 6. Tax Investigations Abroad

Article 7. Possibility of Declining a Request

Article 8. Confidentiality

Article 9. Costs

Article 10. Mutual Agreement Procedure

Article 11. Mutual Assistance Procedure

Article 12. Dialogue on further Cooperation

Article 13. Implementation Legislation

Article 14. Appendix

Article 15. Entry into Force

Article 16. Termination

(4)比較その2 要請に基づく情報交換

第2に、核心部分に盛り込まれたポリシーが共通している。

TIEAの核心は、要請に基づく情報交換を可能にすることである。そのた めの根拠条文が、米リTIEA5条とOECDモデルTIEA5条に設けられ ている。いずれの条文も、要請に基づく情報交換メカニズムを効果的なものと するために、双方可罰性(dual criminality)や租税業務上の利益(domestic tax interest)の要件がかからないことを明示している。これは、OECDが「有害 な税の競争」に対する対抗運動の過程で打ち出した政策を具体化する規定であ る。

条文を照らし合わせつつ、もうすこし詳しくみてみよう。図表6に引用したのは、OECDモデルTIEA5条と米リTIEA5条の規定である。参照の 便宜のため、テクストに下線を施して加工したうえで、左右に対照させてある。

図表6の左側が、OECDモデルTIEA5条の規定である。規定の順序は 次のとおりである。第1項(要請を受けた国が情報を提供する義務)第2項(要 請を受けた国が情報を保有していない場合の情報収集権限)第3項(情報提供 の態様)第4項(銀行保有情報の収集と提供)第5項(情報提供を要請する 国が被要請国に対して伝達すべき事項)第6項(被要請国の迅速な情報提供義 務)。

図表6の右側が、米リTIEA5条の規定である。OECDモデルTIEA 5条と比較すると、規定の順序が若干異なっており、文言にも微妙な差異があ るけれども、全体としてかなり似ていることが読み取れる。OECDモデルT IEA5条の何項に対応する規定であるかを、米リTIEA5条各項の末尾に 【括弧書き】で記しておいた。なお、OECDモデルTIEA5条第6項に相 当する規定は、米リTIEA5条には見当たらない。

図表6 OECDモデルTIEA5条と米リTIEA5条

| OECDモデルTIEA 5 条 | 米UTIEA5条 |
|---------------------------------------|---|
| 1. The competent authority of the | 1. The competent authority of the |
| requested Party shall provide upon | requested party shall provide upon |
| request information あ <u>for the</u> | request by <u>the</u> requesting party |
| purposes referred to in Article 1. | information あ <u>for the purposes</u> |
| Such information shall be exchanged | referred to in Article 1 of this |
| l without regard to whether the | Agreement and in accordance with |
| conduct being investigated would | its further provisions. 【第1項に対 |
| constitute a crime under the laws of | 応】 |
| the requested Party if such conduct | 2. Any request for information made |
| occurred in the requested Party. | by a party shall be framed with the |
| 2. If the information in the | greatest degree of specificity |
| possession of the competent | possible. In all cases, such requests |
| authority of the requested Party is | shall specify in writing the following: |
| not sufficient to enable it to comply | (a) the identity of the taxpayer whose |
| with the request for information, | tax or criminal liability is at issue; |
| | (b) the period of time with respect to |

| that Party shall use う <u>all relevant</u> | which the information is requested; |
|--|--|
| information gathering measures to | (c) the nature of the information |
| provide the applicant Party with the | requested and the form in which the |
| information requested, え | requesting party would prefer to |
| notwithstanding that the requested | receive it; |
| Party may not need such information | (d) the matter under the requesting |
| for its own tax purposes. | party's tax law with respect to which |
| 3. If specifically requested by the | the information is sought; |
| competent authority of an applicant | (e) the reasons for believing that the |
| Party, the competent authority of the | information requested is foreseeably |
| requested Party shall provide | relevant to tax administration and |
| information under this Article, to the | enforcement of the requesting party, |
| extent allowable under its domestic | with respect to the person identified |
| laws, in the form of depositions of | in subparagraph (a) of this |
| witnesses and authenticated copies | paragraph; |
| of original records. | (f) grounds for believing that the |
| 4. Each Contracting Party shall | information requested is present in |
| ensure that its competent authorities | the requested party or is in the |
| for the purposes specified in Article 1 | possession or control of a person |
| of the Agreement, have the authority | within the jurisdiction of the |
| to obtain and provide upon request: | requested party; |
| a) あ information held by banks, | (g) to the extent known, the name |
| other financial institutions, and any | and address of any person believed to |
| person acting in an agency or | be in possession or control of the |
| fiduciary capacity including | information requested; |
| nominees and trustees; | (h) a statement that the requesting |
| b) information regarding the | party would be able to obtain and |
| ownership of companies, | provide the requested information if |
| partnerships, trusts, foundations, | a similar request were made by the |
| "Anstalten" and other persons, | requested party; |
| including, within the constraints of | (i) a statement that the requesting |
| Article 2, ownership information on | party has pursued all reasonable |
| all such persons in an ownership | means available in its own territory |
| chain; in the case of trusts, | to obtain the information, except |
| information on settlors, trustees and | where that would give rise to |
| beneficiaries; and in the case of | disproportionate difficulty. 【第5項 |
| foundations, information on | に対応】 |
| founders, members of the foundation | 3. Information shall be obtained and |
| council and beneficiaries. Further, | exchanged under this Agreement え |
| this Agreement does not create an | without regard to whether the |
| obligation on the Contracting Parties | requested party needs such |
| to obtain or provide ownership | information for its own tax purposes |
| information with respect to publicly | or L1 whether the conduct being |
| traded companies or public collective | investigated would constitute a crime |
| investment funds or schemes unless | under the laws of the requested party |
| such information can be obtained | if it had occurred in the territory of |

| without giving rise to | the requested party. The competent |
|--|--|
| 0 0 | the requested party. The competent |
| disproportionate difficulties. | authority of the requesting party |
| 5. The competent authority of the | shall only make a request for |
| applicant Party shall provide the | information pursuant to this Article |
| following information to the | when it is unable to obtain the |
| competent authority of the requested | requested information by other |
| Party when making a request for | means available in its own territory, |
| information under the Agreement to | except where recourse to such means |
| demonstrate the foreseeable | would give rise to disproportionate |
| relevance of the information to the | difficulty. 【第1項に対応】 |
| request: | 4. If the information in the |
| (a) the identity of the person under | |
| | possession of the competent |
| examination or investigation; | authority of the requested party is |
| (b) a statement of the information | not sufficient to enable it to comply |
| sought including its nature and the | with the request for information, the |
| form in which the applicant Party | requested party shall take <u>う all</u> |
| wishes to receive the information | relevant information gathering |
| from the requested Party; | measures to provide the requesting |
| (c) the tax purpose for which the | party wi <u>th</u> the information |
| information is sought; | requested, え <u>notwithstanding that</u> |
| (d) grounds for believing that the | the requested party may not, at that |
| information requested is held in the | time, need such information for its |
| requested Party or is in the | own tax purposes. Privileges under |
| possession or control of a person | the laws and practices of the |
| within the jurisdiction of the | requesting party shall not apply in |
| requested Party; | the execution of a request by the |
| (e) to the extent known, the name | |
| and address of any person believed to | requested party and such matters |
| be in possession of the requested | shall be reserved for resolution by |
| information; | the requesting party.【第2項に対応】 |
| (f) a statement that the request is in | 5. Each party shall take all necessary |
| conformity with the law and | measures to compel production of the |
| administrative practices of the | information requested, and if |
| applicant Party, that if the requested | specifically requested, the |
| information was within the | information shall be provided in the |
| | form specified by the competent |
| jurisdiction of the applicant Party | authority of the requesting party, |
| then the competent authority of the | including depositions of witnesses |
| applicant Party would be able to | and authenticated copies of original |
| obtain the information under the | documents. 【第3項に対応】 |
| laws of the applicant Party or in the | 6. Each party shall ensure that it has |
| normal course of administrative | the authority, for the purposes |
| practice and that it is in conformity | referred to in Article 1 of this |
| with this Agreement; | Agreement and subject to Article 2 of |
| (g) a statement that the applicant | |
| Party has pursued all means | this Agreement, to obtain and |
| available in its own territory to | provide, through its competent |

いま、下線部をひいた5つの部分に着目してみよう。これらの点を微細に比 較すると、次のような基本的ポリシーの共通性が明らかになる。

第1に、下線部あの部分は、民事事件と刑事事件の両方が情報交換の対象となることを意味している(OECDモデルTIEA5条1、米リTIEA5条1)。

第2に、下線部しの部分は、「調査されている行為が被要請国の法律の下で犯罪を構成するか否かにかかわらず」情報を交換するものとすることを明示している(OECDモデルTIEA5条1、米リTIEA5条3)。つまり、双方可罰性(dual criminality)の要件によって情報交換が制限されることがないことを明らかにしているのである。

第3に、下線部<u>う</u>の部分は、情報の提供を要請された側の国がその情報を保 有していない場合には、自国の課税業務に必要がなくても、「すべての関係する 情報収集権限」を行使することをうたっている(OECDモデルTIEA5条 2、米リTIEA5条4)。

第4に、下線部えの部分は、上記第3点に関連して、「被要請国が自国の租税

業務の目的で当該情報を必要としているか否かにかかわらず」、情報収集権限を 行使するものと定めている(OECDモデルTIEA5条2、米リTIEA5 条4)。つまり、自国の租税業務上の利益(domestic tax interest)によって情 報交換が制限されることがないことを意味しているのである。米リTIEA5 条3の下線部えではこの点がさらに強調されている。

第5に、下線部おの部分は、銀行秘密を盾にとって情報提供を拒むことを阻止する規定である。銀行情報や所有情報へのアクセスを確保しようとしている。 被要請国が情報提供を拒むことができる事由は、各条約の7条に定めるところによる。

(5)比較その3 セーフガードと秘密保持

OECDモデルTIEAと米リTIEAは、セーフガードと制限の尊重(7 条)、および、交換される情報の厳格な秘密保持ルール(8条)という点でも、 かなり共通している。

図表7が第7条、図表8が第8条を、それぞれ対照させたものである。米リ TIEA7条の各項の末尾に、OECDモデルTIEA7条のどの項に対応す るかを【括弧書き】に注記しておいた。米リTIEAのほうがやや詳しく規定 を置いている点としては、7条5が時効について言及している点と、8条の下 線部かの部分で刑事共助条約に言及している点があげられる。

図表7 OECDモデルTIEA7条と米リTIEA7条

| OECDモデルTIEA7条 | 米リTIEA7条 |
|--|---------------------------------------|
| 1. The requested Party shall not be | 1. The competent authority of the |
| required to obtain or provide | requested party may decline to |
| information that the applicant Party | assist: |
| would not be able to obtain under its | (a) where the request is not made in |
| own laws for purposes of the | conformity with this Agreement and, |
| administration or enforcement of its | in particular, where the |
| own tax laws. The competent | requirements of Article 5 are not |
| authority of the requested Party may | met; |
| decline to assist where the request is | (b) where the requesting party has |
| not made in conformity with this | not pursued all means available in |
| Agreement. | its own territory to obtain the |
| 2. The provisions of this Agreement | information, except where recourse |
| shall not impose on a Contracting | to such means would give rise to |
| Party the obligation to supply | disproportionate difficulty; or |
| information which would disclose | (c) where the disclosure of the |
| any trade, business, industrial, | information requested would be |
| commercial or professional secret or | contrary to the public policy of the |
| trade process. Notwithstanding the | requested party. 【第1項・第4項に |
| foregoing, information of the type | 対応】 |
| referred to in Article 5, paragraph 4 | 2. This Agreement shall not impose |
| shall not be treated as such a secret | upon a party any obligation: |
| or trade process merely because it | (a) to provide information that under |

meets the criteria in that paragraph. 3. The provisions of this Agreement shall not impose on a Contracting Party the obligation to obtain or provide information, which would reveal confidential communications between a client and an attorney, solicitor or other admitted legal representative where such communications are:

(a) produced for the purposes of seeking or providing legal advice or

(b) produced for the purposes of use in existing or contemplated legal proceedings.

4. The requested Party may decline a request for information if the disclosure of the information would be contrary to public policy (ordre public).

5. A request for information shall not be refused on the ground that the tax claim giving rise to the request is disputed.

6. The requested Party may decline a request for information if the information is requested by the applicant Party to administer or enforce a provision of the tax law of the applicant Party, or any requirement connected therewith, which discriminates against а national of the requested Party as compared with a national of the applicant Party in the same circumstances.

the laws of the requested party is (i) subject to legal privilege or (ii) contains trade. business. any industrial. commercial or professional secret, or trade process, provided that information that would not otherwise constitute a trade, business, industrial, commercial or professional secret or trade process, shall not be treated as such merely because it is held by banks, other institutions. financial and any including nominees and person, trustees, acting in an agency or fiduciary capacity; or

(b) to carry out administrative measures at variance with its laws and administrative practices, this provided that nothing in subparagraph shall affect the obligations of а party under paragraph 6 of Article 5 of this Agreement. For purposes of paragraph 2(a). the term "information subject legal to privilege" means information that would reveal confidential communications between a client where and an attorney, such communications are made for the purpose of seeking or providing legal advice or for the purpose of use in or contemplated existing legal proceedings. 【第2項·第3項に対応】 3. A request for information shall not be refused on the ground that the tax liability giving rise to the request is disputed by the taxpayer. 【第5項に 対応】

4. The requested party shall not be required to obtain and provide information which the requesting party would be unable to obtain in similar circumstances under its own laws for the purpose of the administration or enforcement of its

| own tax laws or in response to a valid request from the requested party under this Agreement. 【第1項に対 |
|--|
| 応】 |
| 5. Notwithstanding paragraph 4, the statute of limitations of the |
| requesting party pertaining to the |
| taxes described in paragraph 1 of |
| Article 3 of this Agreement shall |
| govern a request for information. The |
| expiration of a statute of limitations |
| for taxes of the requested party shall |
| not preclude the requested party |
| from obtaining and providing the |
| requested information. |

図表8 OECDモデルTIEA8条と米リTIEA8条

| | 米リTIEA8条 |
|---|---|
| | |
| Any information received by a | Any information received by the |
| Contracting Party under this | requesting party under this |
| Agreement shall be treated as | Agreement shall be treated as |
| confidential and may be disclosed | confidential and may only be |
| only to persons or authorities | disclosed to persons or authorities |
| (including courts and administrative | (including courts and administrative |
| bodies) in the jurisdiction of the | bodies) in the jurisdiction of the |
| Contracting Party concerned with | requesting party concerned with the |
| the assessment or collection of, the | assessment or collection of, the |
| enforcement or prosecution in | enforcement or prosecution in |
| respect of, or the determination of | respect of, or the determination of |
| appeals in relation to, the taxes | appeals in relation to, the taxes |
| covered by this Agreement. Such | covered by this Agreement, or to |
| persons or authorities shall use such | supervisory bodies, and only to the |
| information only for such purposes. | extent necessary for those persons, |
| They may disclose the information in | authorities or supervisory bodies to |
| public court proceedings or in judicial | perform their respective |
| decisions. The information may not | responsibilities. Such persons or |
| be disclosed to any other person or | authorities shall use such |
| entity or authority or any other | information only for such purposes. |
| jurisdiction without the express | They may disclose the information in |
| written consent of the competent | public court proceedings or in judicial |
| authority of the requested Party. | decisions. The information shall not |
| | be disclosed to any other person, |
| | entity, or authority, or used for any |
| | purpose other than for the purposes |
| | stated in Article 1, \cancel{D} except in cases |
| | stated in Article 1, <u>D. except in cases</u> |

| where the requested party provides prior, written consent that th information may also be used for |
|--|
| information may also be used for |
| |
| |
| purposes allowed under th |
| provisions of the existing Treaty of |
| Mutual Legal Assistance in Crimina |
| Matters between the parties, signe |
| July 8, 2002, that allows for th |
| exchange of certain tax information |
| In no event shall information |
| provided under this Agreement b |
| disclosed to another country without |
| the express written consent of th |
| competent authority of the requeste |
| party. Information received by th |
| requested party in conjunction with |
| request for assistance under thi |
| |
| Agreement shall likewise be treate |
| as confidential in the requeste |
| party. |

(6) 共通性の確認

以上みてきた共通点を一言に要約すると、さきに図表1に示したポリシー(2006年0ECD報告書の提示した線)が、条文の形で具体化されているということである。

OECDにおける米国のプレゼンスの大きさからみて、タックス・ヘイブン との情報交換を重視する米国のポリシーがOECDの政策形成に影響したであ ろうことについて、ある程度の推測は成り立つ。しかしここでは、明確な証拠 をあげることなしに憶測を述べることはやめておこう。少なくとも両者が基本 的なポリシーにおいて共通していることを、事実として確認しておく。

なお、米国の租税政策ポリシーとOECDの共通了解との間で、どちらがニ ワトリでどちらが卵の関係にあるかは、未確認である。また、米国の締結して きた多くのTIEAの中でも、例証のために上に引用した対リヒテンシュタイ ンTIEAは最新のものであるから、時期によるこまかな規定の変化について さらに検討が必要である。

日本国にとっての検討課題

- 1 TIEAは効果的か
- (1)複数の評価軸

日本の条約締結ポリシーのあり方としてTIEAの是非を総合的に評価する ためには、複数の評価軸に基づく多面的な考察が必要である。図表9は、納税 者の視点、タックス・ヘイブンの視点、日本の課税庁の視点から、3つの評価 軸をたててみたものである。 図表9 **TIEA**を評価するための複数の視点

*納税者側の視点:手続保障や秘密保護が十分か

*相手国(タックス・ヘイブン)側の視点:国家主権の尊重

*日本の課税庁の視点:情報収集のために効果的か

すなわち第1に、納税者側の視点からすれば、手続保障や秘密保護が十分で あるかが大きな関心事である。

第2に、TIEAの締結相手国と目されるタックス・ヘイブン法域の視点からすると、対等な国家主権の尊重を重視したいところであろう。かりに大国の「砲艦外交」によってTIEAの締結を押しつけられてしまったという負の感情が強く残れば、せっかくTIEAを締結したとしても、情報提供の執行の現場で数々のサボタージュを行う結末が予想される。

そして第3に、日本の課税庁の側からみても、TIEAが情報収集のために 真に実効的なツールでないのであれば、執行にあたってありがたみはない。

これら3つは網羅的ではないものの、相互に対立する契機を含んでいる。したがって、単一の評価軸のみで評価することができないことを例証するに十分である。

(2)ここでの問題設定

以上のように、TIEAの政策手段としての評価にあたっては、複数の評価 軸に基づき総合的に判断を下す必要がある。いずれの観点も重要であり、それ ぞれに検討が必要であるところ、ここでは、上記第3の点にしぼって検討する。 すなわち、ここで設定する問題は、「租税情報の収集のためにTIEAは効果的 な手段であるか」である。

このように問題を設定する理由は、検討順序の論理として、そもそもTIE Aが情報交換のために役に立たないのであれば、第1や第2の点について評価 を下すまでもなく、TIEAの締結について消極の答えが出るからである。逆 にいうと、TIEAがある程度効果的であるという判断がもし得られたとすれ ば、そのあとで、第1の納税者秘密の保護手段を検討したり、第2の相手国の 立場を考えたり、という検討の筋道をたどればよい。

このような理由で、以下ではTIEAが租税情報収集の手段としてどの程度 効果的であるか、主要な論点を検討する。繰り返しになるが、本稿は、TIE Aを評価するための他の視点が重要でないと主張するものでは全くない。くど いようであるが、他の視点も重要である。TIEAの評価が高度に政治的な争 点でなりうるものであるだけに、本稿の論述のスタンスについて誤解を招かな いよう、このことを再度繰り返して強調しておきたい。

(3) Tillinghast(2004)の見解

米国の著名な実務家である Tillinghast 氏は、2004年の段階で次のように述べ、TIEAの締結は一歩前進であるが、法的・実務的な障害がなお多いと 指摘していた(下線は増井による)¹⁶。

¹⁶ David R. Tillinghst, Issues in International Tax Enforcement, in Henry J.

「これらの条約[TIEA]の利用には法的障害と実務的障害の双方が存在し、 IRSがこれらの障害をどう成功裏に克服するかを判断するのはまだ早すぎる。 通例としてIRSは、調査対象の納税者の氏名を提示しなければならず、かつ、 要請している情報が入手可能で税務調査に関連すると信ずるに足る相当な理由 を示さなければならない。IRSはまた、自国領土内で情報収集のすべての権 限を尽くしたことを証明しなければならない。(・・・もっとも、米国市民や米 国居住者がタックス・ヘイブン銀行口座を有していることをもしIRSがすで に知っている場合、IRSは当該納税者から直接に情報を要求することができ、 記録が提供されない場合には裁判所侮辱によって当該納税者を収監することが できる。)

こうしてタックス・ヘイブンとの情報交換条約は多くの情報をもたらさない かもしれない。タックス・ヘイブンが情報を提供しなければならないのは、米 国が納税者が誰かを知っており、その納税者の計画をかなりよくわかっている 場合だけなのである。ジョン・ドー・サモンズ(John Doe Summons)に匹敵する ものは存在せず、脱税者の身元がわからない場合に米国が探りを入れること (fishing expedition)はできない。さらに、情報交換条約は、タックス・ヘイブ ン法域に対して、どの特定事件についても情報を引き渡したくないならば、多 数の問題を提示できるようにしている。これらの限界にもかからわず、タック ス・ヘイブンとの条約が大きな前進への一歩でありIRSにとって有益である ことに、疑問の余地はない。少なくとも、情報交換条約は、いくらかの納税者 をこれらのタックス・ヘイブンから追い払うであろう。」

下線を付したように、TIEAは、それ自体が効果的な情報収集ツールであ るというよりは、むしろその存在によって「納税者をタックス・ヘイブンから 追い払う」ための一種の抑止力として働くだろうと予想されていたのである。 引用文第1段落末尾では、国内法に基づいて居住者に情報提供を求めていく方 策が示唆されており、このことはひるがえって、TIEA固有のメリットはあ まりないということを意味している。

なお、この引用文が指摘するいくつかの法的・実務的困難は、TIEAが情 報要請国に対して課している要件から生じている。逐一照合することは避ける が、先に図表6に引用したOECDモデルTIEA5条でいうと、その第5項 の要件が執行上かなり高いハードルになるということである。

(4) Isle of Man 条項の遺産

実務的な障害として、タックス・ヘイブン側の十分な協力には疑問符がつく。 近年の相次ぐTIEAの締結にもかかわらず、ほんの10年前には、タックス・ ヘイブン側はOECDのやり方を強く批判していたからである。

さきに述べたように、2001年にOECDの「有害な税の競争」における タックス・ヘイブン認定基準が修正され、情報交換と透明性に力点をおくよう になった。この時期にタックス・ヘイブン側がOECDとの交渉の中で強く指 摘したのが、「OECD加盟国の中にも基準を満たさない国があるではないか」

Aaron and Joel Slemrod ed., The Crisis in Tax Administration 38, at 42 (Brookings Institution Press, 2004).

という点であった¹⁷。実際、OECD加盟国の間でも、スイスとルクセンブルク は1998年報告書自体に棄権しており、2001年11月にはポルトガルと ベルギーも棄権したのである。そこで、タックス・ヘイブン側としては、OE CD加盟国には「非協力的タックス・ヘイブン」というラベルを貼らないのに、 非加盟国の自分たちだけが注文をつけられるのでは、二重基準だとして強く批 判したのであった。

この非難は、いわゆる Isle of Man 条項の叢生を生んだ¹⁸。2000年12月、 Isle of Man は、自らのコミットメントの条件として、すべてのOECD加盟国 が同じことを履行することを要件とした。同じ条件は、他のタックス・ヘイブ ン法域のOECDに対する約束においてもコピーされていった。ということは、 スイスを筆頭として、OECD加盟国内の中のどの一国であっても、銀行秘密 を理由に情報交換に応じない国がある限りは、タックス・ヘイブン側は約束を 履行しなくてもよいことになる。タックス・ヘイブンとの情報交換にとって著 しく実効性を欠く事態であった。

その後、Isle of Man は、次のOECD加盟国との間でTIEAを締結するに 至った。署名の日付の順に記すと、米国(2002年10月2日)、オランダ(2 005年10月12日)、スウェーデン(2007年10月30日)、ノルウェ -(2007年10月30日)、アイルランド(2008年4月24日)、英国 (2008年9月29日)、オーストラリア(2009年1月29日)である。 これらのTIEAの条約本体には特に留保がついていないようであるから、

すでに現時点においては、「スイスが変わらなければ協力しない」という事態は 克服されたのではないかと思われる。しかし、タックス・ヘイブン側のOEC D加盟国に対する信頼の欠如という負の遺産が十分に払拭されているかは、必 ずしもよくわからない。

(5)まとめ:抑止力としてのTIEA

以上からすると、TIEAの締結さえすればタックス・ヘイブンから効果的 に情報を収集できるようになるというのは、現時点では楽観的にすぎるようで ある。たしかに、TIEAの存在は情報交換のための有益な一歩であり、タッ クス・ヘイブンを用いた脱税に対する抑止力となる。しかし、TIEAのみに 過大な期待を抱くことは禁物であろう。むしろ、租税情報収集のための種々の 制度の一部としてTIEAの果たすべき役割を位置づけ、納税環境整備の総合 的施策の中で適切な役割を分担させることが適切である。

2 日本国の今後の条約締結ポリシーのあり方

(1)オプションと検討課題

以上の検討をふまえ、最後に、日本国にとっての今後の条約締結ポリシーの あり方について一言する。

限界があるにもかかわらず、TIEAは、タックス・ヘイブンとの二国間対

¹⁷ J.C. Sharman, Havens in a Storm: the Struggle for Global Tax Regulation 92 (Cornell University Press, 2006).

¹⁸ Sharman, supra note 17, 92.

話を可能にするほとんど唯一の回路である。OECD加盟国の多くは「有害な 税の競争」への対抗運動の展開の過程でTIEAの締結例を着実に増加させて きたし、近年そのペースは加速している。TIEAが存在すること自体が抑止 力となって、脱税の防止につながる可能性もある。

したがって、タックス・ヘイブンとのTIEA締結を日本国の租税条約締結 ポリシーのひとつのオプションに加えるべきであると考える。

このようにTIEA締結の可能性をひとつのオプションとしたうえで、次の 課題についてさらに検討を進めるべきである。第1に、日本の既存租税条約に おける情報交換条項の運用状況をレビューし、改善の余地のある点を発見する ことである。第2に、他のOECD加盟国がタックス・ヘイブンと締結したT IEAの運用実態をモニターし、経験の蓄積から学ぶことである。第3に、国 内法上の情報収集手段との役割分担、とりわけ、居住者の保有する在外資産の 調査にとって租税条約が寄与できる範囲を確定することである。以上の検討に あたっては、複数の評価軸(納税者秘密の保護、国家主権の尊重、効果的な情 報収集など)を用いてバランスのとれた議論をめざすことが望ましい。

(2)むすびにかえて

タックス・ヘイブンとのTIEAは、居住地国の大国が、源泉地国としての タックス・ヘイブンに対して一方的に情報を求めるという偏りがあると指摘さ れてきた¹⁹。この状況の下では、TIEAの機能は情報の「一方通行」であり、 情報の「交換(exchange)」とはいえない。双方向のやりとりでなければ、国家 間の協力関係が育つ可能性はそれほど大きくないだろう。しかし、源泉地国と しても、何らかの合理的な理由があって居住地国側に情報を求めるインセンテ ィブをもつことがあるかもしれない。困難をわきまえつつも、TIEAの締結 は、ひとつのオプションとして放棄すべきではなかろう。

熾烈なグローバル競争の中で、全く異なる法域との間で最低限の信頼をつな ぎとめるにはどうすればよいか。タックス・ヘイブンとのTIEAは、重い課 題をつきつけている。

¹⁹ Robert Couzin, Imposing and Collecting Tax, in Brian J. Arnold, Jacque Sasseville, and Eric M. Zolt ed., The Taxation of Business Profits Under Tax Treaties 171, at 184 (Canadian Tax Foundation, 2003).